

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

特集 国鉄分割・民営化問題

III 分割・民営化と国鉄労働組合運動

11 労使共同宣言と労働組合の再編

国鉄当局による「労使共同宣言」の提唱

八六年一月一三日、国鉄当局の呼びかけで国労、動労、鉄労、全施労の各組合のトップと国鉄総裁との会談が個別に開かれた。その席上、国鉄当局はあらかじめ用意してあった「労使共同宣言(案)」を示し、それへの調印を要請した。

宣言案は、「昭和六一年は国鉄改革が国民的課題となる重要な年だが、なかでも余剰人員問題の解決は今年度の最大のテーマとなり、雇用安定の確保のため労使が一致協力して取り組むという趣旨である。そして、「労使が立場を超えて最善の努力をつくす」課題として、つぎの点をあげている。(1)安定輸送の確保、安全輸送の維持のため、諸法規を遵守する、(2)お客様に不快感を与えないため、リボン・ワッペンを付けず、名札の着用など定められた服装をととのえる、(3)飲酒・酒気および勤務などモラルにもとる行為の根絶に努める、(4)鉄道事業の再生に必要な合理化を一致協力して推進する、(5)余剰人員対策については、派遣制度、退職勧奨の推進、希望退職も目標の達成に積極的に取り組む。なお、詳しくはつぎのとおりである。

昭和六一年は国鉄改革が国民的課題となる重要な年だがなかでも余剰人員問題の解決は今年度の最大のテーマとなる。これは同時に、職員一人ひとりの生活の場を確保するという問題でもある。国鉄改革にあたり、まじめに働く意思のある職員が生活の基盤を失うことがあってはならないという点について、労使の認識は全く共通である。十分な雇用の場を確保するためには、労使一致した雇用確保の努力に加えて、政府・一般産業界の積極的な支援が不可欠であり、これは経営全般にわたる労使の自助努力に対する国民各層の信頼と共感を得て初めて可能になるものである。このような共通認識に立ち、雇用安定の基盤を守るという立場から、国鉄改革が成し遂げられるまでの間、労使は以下の項目について一致協力して取り組むことを宣言する。

1 労使はその立場をこえて、以下の課題について最善の努力をつくす。

(1)安定輸送の確保、安全輸送の維持が国鉄労使に対する国民の信頼の基盤であり、労使は諸法規を遵守し、全力をあげてこれを実現する。

(2)一人ひとりのお客様に明るく笑顔で誠意のこもった対応をしていくことが輸送サービスに従事する者としての基本であり、そのためには、まず第一にリボン・ワッペンの不着用、氏名札の着用等定められた服装をととのえ、お客様に不快感を与えない、折り目正しいサービスの提供に努めることとする。

(3)飲酒・酒気帯び勤務、点呼妨害等企業人としてのモラルにもとる行為の根絶に努める。

2 鉄道事業の再生を図るに不可欠なことは、厳しい競争場裏において将来を展望し得る企業体質を作ることであり、そのために必要な合理化は労使が一致協力して積極的に推進し、新しい事業運営の体制を確立することとする。

- 3 余剰人員対策について労使は次の点に具体的に取り組むこととする。
- (1)派遣制度等を積極的に推進する。
 - (2)従来の特退協定に基づいて、退職勧奨を積極的に推進する。
 - (3)新たな希望退職制度の法的な措置がなされたのちには労使はその円滑な運用により目標の達成に向けて積極的に取り組む。
 - (4)職員の将来の雇用の場の確保・拡充について労使が一致協力する。

4 上記の事柄を積極的に推進していくために「再建問題等懇談会」等労使間のルールに則った話し合いの場を従来にも増して活性化し、活用していくこととする。

「労使共同宣言」への各組合の対応

鉄労、動労、全施労の三組合は、労使共同宣言に調印することに同意し、八六年一月二日に調印した。総評加盟の動労は、一月一四日の総評拡大評議会で宣言に合意した動労の立場を「膨大な余剰人員の雇用をどう確保するのか。まず労使の決意を示し、世間をお願いするほかない。雇用確保のためなら、蛇といわれ仏といわれようが、この姿勢は貫く」と説明した。七月一五日からの総評大会では、動労のとった方針に批判が相次ぎ、動労は総評の国鉄闘争をめぐる方針への不満などから、大会後総評から脱退した。

他方、国労は、一月一六日に「労使共同宣言(案)に対する態度」という見解を発表したが、その内容は概要つぎのとおりである。

労使共同宣言の内容は「国会審議すらない時点で『答申』を既成事実化するという国会軽視であり、反動的性格を露骨にしたものとなっている」と指摘し、具体的課題にたいして、(1)ストライキとその権利の否認、(2)労働組合の初歩的運動の否定、(3)分割・民営化の容認、(4)希望退職について労働組合みずから「選別」を求めているなど「労働組合運動存立の基本を否定する」ものであり、「労働組合である以上拒否するほかないものである」と述べている。加えて、「総評、動労とともに、三三〇〇万人以上もの賛同を得た署名運動」をすすめながら、分割・民営化を容認する「共同宣言」に同意することは、国民にたいする「背信行為であり、まともな労働組合のとり態度ではない」と述べるとともに、五〇〇〇万署名をとともに進めてきた動労の宣言受諾にたいし、「これを変節といわずして何を変節というのだろうか」と批判した。そして最後に、「国鉄労働組合は、当局・三組合一体の組織攻撃を仕掛けられようとも、労働組合の基本を守り、組合員と全国鉄労働者の雇用をあくまで守る立場を貫く」と述べ、国鉄再建闘争とあわせ、雇用問題解決に全力を注ぐと表明した。

二月一三日、労使共同宣言にもとづいて国鉄と宣言締結三組合はトップ会談をおこない、北海道や九州から余剰人員を本州へ広域配転することで、基本的に意見の一致をみた。国労には三月四日「広域配転」について当局から説明があったが、国労は「労働条件にかかわるものは団体交渉で解決」すべきと主張したが、当局側は「人事異動の一環」であり、団体交渉事項でないとして、三月二〇日に募集を開始した。共同宣言の趣旨にのっとり、動労は「広域異動」に積極的に取り組み、二〇九〇名の動労組合員を応募させた(全応募者数三五一五名)。

国労の亀裂と組合再編の加速化

こうした雇用問題をめぐる国鉄当局の厳しい対応のなかで、国労組織からの脱退者が徐々に出はじめた。国労の組織率は、八五年一二月一日現在で七〇・四%であったが、八六年六月一日現在で六七・九%に低下した。この間の組合員数の減少は退職者も含めて二万三五二一人であった。同時期、鉄労の組織率は〇・四%増、動労は〇・一%増、全施労〇・一%増であったが、特徴的なのは組合未加盟者が二・八%から四・一%と最大の伸びを示したことである「この期間に国労から脱退した組合員が、四月一三日に「真国鉄労働組合」を結成し、約一二〇〇人を組織していた。この組合

の採択した方針によると、真国労は今後、雇用の確保と正常な労使関係の発展をめざし、国鉄当局に雇用安定協約や労使共同宣言の締結を求めていくとともに、動労・鉄労・全施労などと共同歩調をとるとしている。

六月一〇日、この四組合幹部と三塚運輸大臣・杉浦国鉄総裁との会談が運輸省でおこなわれたが、この席上、三塚運輸大臣は「国鉄再生にむけて一つの組合になるよう取り組んでほしい」と要望した。これを受けて七月一八日に鉄労・動労・全施労・真国労の四組合は、「国鉄改革労働組合協議会」(改革労協)の結成総会を開催した。結成後、改革労協の幹部は杉浦総裁と初会合を開き、国鉄の新会社移行にかんする雇用などの諸問題について、当局との全般的な交渉窓口として改革労協があたることで合意した。改革労協は、将来的には連合組織として発展させ、新会社の発足後は「一企業一組合」化をめざす方針である。

八六年七月六日の衆・参同日選挙の結果、自民党が圧勝し、国鉄の分割・民営化問題にも先行きが見えはじめ、かつ七月二二日から国労大会において内部の亀裂が表面化するとともに、国労脱退・新組合結成の動きが加速してきた。七月二日に「国鉄車両労働組合」、七月三〇日に「工事労働組合連合会」、八月二日に「全国鉄道協議会連合会」、八月二八日に「北海道国鉄自動車協議会」、九月二九日に「工務労働組合連合会」、一〇月一八日に「列車乗務員等東海協議会」などの新組合が国労脱退組合員を中心に結成された。この結果、国労の組織率は、一〇月一日現在で五割を割り四九・八%、一万七四〇一人に減少した。この新組合はすべて改革労協に加盟し、労使共同宣言を締結した。

ついで、一〇月九日から開催された国労第五〇回臨時大会において、国鉄の分割・民営化反対の方針の継続が決定されてから、民同主流派が中心となって各地で新組合を設立し、組合員の雇用を守るためとして、労使共同宣言を締結していった。これらの新組合および既成組合とも新会社への移行にともないそれへの対応を決め、再編へ向けて動きを活発にしている。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
